

新旧比較対照表

旧
川崎信用金庫投信取引約款 第1章 投信取引 3. (申込方法等) (1)お客様は、～省略～これを当金庫の投信取扱の 本支店または出張所 ～ 第6章 雑則 55. (契約の解約) (1)当約款に定める～省略～解約依頼書に お届出の印鑑により署名、捺印して ご提出ください。 第6章 雑則 57. (免責) ①依頼書～省略～ 印影とお届出の印鑑 ～省略～ ②省略 ③当金庫の～省略～ 印影とお届出の印鑑 ～省略～ ④所定の～省略～ 印影がお届出の印鑑 ～省略～ 適用年月日 (2026年9月1日現在)

川崎信用金庫特定口座約款 第4章 雑則 20. (直轄) 本約款に基づく～省略～ 直轄裁判所 とすることに合意します。 適用年月日 (2020年4月1日現在)
--

川崎信用金庫非課税口座約款 13. 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①省略 ②申込者が当金庫に対して「 出国届出書 」を提出した場合 出国日 ③申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ④申込者の相続人～省略～ ⑤やむ得ない事由により～省略～ 15. 合意管轄 本約款に～省略～ 専属的合意管轄裁判所 とすることに合意したものとみなします。 適用年月日 (2026年2月2日現在)

新
川崎信用金庫投信取引約款 第1章 投信取引 3. (申込方法等) (1)お客様は、～省略～これを当金庫の投信取扱の 本支店 ～ 第6章 雑則 55. (契約の解約) (1)当約款に定める～省略～解約依頼書に 署名して ご提出ください。 ただし、当金庫に代理人が届けられている場合は、別に定める預金規定、届出印鑑なし口座開設・ 取引規定に基づく届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。なお、相続においては届出の 印鑑またはご実印により署名、捺印してご提出ください。 第6章 雑則 57. (免責) ①依頼書～省略～ 印影(または記入された署名)とお届出の印鑑(または署名鑑) ～省略～ ②省略 ③当金庫の～省略～ 印影(または記入された署名)とお届出の印鑑(または署名鑑) ～省略～ ④所定の～省略～ 印影(または記入された署名)がお届出の印鑑(または署名鑑) ～省略～ 適用年月日 (2026年11月2日現在)

川崎信用金庫特定口座約款 第4章 雑則 20. (合意管轄) 本約款に基づく～省略～ 第一審の専属的合意管轄裁判所 とすることに合意します。 適用年月日 (2026年11月2日現在)
--

川崎信用金庫非課税口座約款 13. 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①省略 ②申込者の相続人～省略～ ③やむ得ない事由により～省略～ ※旧版にあった②、③は当金庫では取扱わないこととするので削除する。 15. 合意管轄 本約款に～省略～ 第一審の専属的合意管轄裁判所 とすることに合意したものとみなします。 適用年月日 (2026年11月2日現在)

投資信託受益権振替決済口座管理規程

第1章 投信取引 3. (申込方法等) (1)お客様は、～省略～これを当金庫の投信取扱の 本支店または出張所 ～
第6章 雑則 55. (契約の解約) (1)当約款に定める～省略～解約依頼書に お届出の印鑑により署名、捺印して ご提出ください。
第6章 雑則 57. (免責) ①依頼書～省略～ 印影とお届出の印鑑 ～省略～ ②省略 ③当金庫の～省略～ 印影とお届出の印鑑 ～省略～ ④所定の～省略～ 印影がお届出の印鑑 ～省略～
適用年月日 この改正は 2026年9月1日 から施行する。

投資信託受益証券等の保護預り規程

第1章 投信取引 3. (申込方法等) (1)お客様は、～省略～これを当金庫の投信取扱の 本支店または出張所 ～
第6章 雑則 55. (契約の解約) (1)当約款に定める～省略～解約依頼書に お届出の印鑑により署名、捺印して ご提出ください。
第6章 雑則 57. (免責) ①依頼書～省略～ 印影とお届出の印鑑 ～省略～ ②省略 ③当金庫の～省略～ 印影とお届出の印鑑 ～省略～ ④所定の～省略～ 印影がお届出の印鑑 ～省略～
適用年月日 この改正は 2026年9月1日 から施行する。

「かわしん投信インターネットサービス」取扱規定

第5章 雑則 42. (準拠法・管轄) 本規定の準拠法は日本法とします。 本規定に基づく～省略～ 裁判所とする ことに合意します。
適用年月日 (2025年8月25日 現在)

自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託用)

2. 申込方法 (1)この契約～省略～当金庫の 本支店または出張所 ～
適用年月日 (2020年4月1日 現在)

投資信託受益権振替決済口座管理規程

第1章 投信取引 3. (申込方法等) (1)お客様は、～省略～これを当金庫の投信取扱の 本支店 ～
第6章 雑則 55. (契約の解約) (1)当約款に定める～省略～解約依頼書に 署名して ご提出ください。 ただし、当金庫に代理人が届けられている場合は、別に定める預金規定、届出印鑑なし口座開設・取引規定に基づく届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。なお、相続においては届出の印鑑またはご実印により署名、捺印してご提出ください。
第6章 雑則 57. (免責) ①依頼書～省略～ 印影(または記入された署名)とお届出の印鑑(または署名鑑) ～省略～ ②省略 ③当金庫の～省略～ 印影(または記入された署名)とお届出の印鑑(または署名鑑) ～省略～ ④所定の～省略～ 印影(または記入された署名)がお届出の印鑑(または署名鑑) ～省略～
適用年月日 この改正は 2026年11月2日 から施行する。

投資信託受益証券等の保護預り規程

第1章 投信取引 3. (申込方法等) (1)お客様は、～省略～これを当金庫の投信取扱の 本支店 ～
第6章 雑則 55. (契約の解約) (1)当約款に定める～省略～解約依頼書に 署名して ご提出ください。 ただし、当金庫に代理人が届けられている場合は、別に定める預金規定、届出印鑑なし口座開設・取引規定に基づく届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。なお、相続においては届出の印鑑またはご実印により署名、捺印してご提出ください。
第6章 雑則 57. (免責) ①依頼書～省略～ 印影(または記入された署名)とお届出の印鑑(または署名鑑) ～省略～ ②省略 ③当金庫の～省略～ 印影(または記入された署名)とお届出の印鑑(または署名鑑) ～省略～ ④所定の～省略～ 印影(または記入された署名)がお届出の印鑑(または署名鑑) ～省略～
適用年月日 この改正は 2026年11月2日 から施行する。

「かわしん投信インターネットサービス」取扱規定

第5章 雑則 42. (準拠法・管轄) 本規定の準拠法は日本法とします。 本規定に基づく～省略～ 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする ことに合意します。
適用年月日 (2026年11月2日 現在)

自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託用)

2. 申込方法 (1)この契約～省略～当金庫の 本支店 ～ なお、かわしんバンキングアプリ等によって作成された口座で届出印がない口座については本サービス利用に伴う印鑑の届出は不要です。
適用年月日 (2026年11月2日 現在)

届出印鑑なし口座開設・取引規定

1. (届出印鑑なし口座の定義) 届出印鑑なし口座とは、取引口座の開設にあたり、当金庫への印章の届出を行わない以下の口座を言います。 (1)「川崎信用金庫 口座開設・口座振替申込みアプリ」(以下「口座開設アプリ」といいます。)を利用して開設した普通預金 (2)現金自動預入払出兼用機(以下、「ATM」といいます。)を利用して開設した定期預金 ただし、すでに当金庫への印章の届出をしている場合を除きます。 (3)「かわしんばんキングアプリ」を利用して開設した普通預金 (4)「かわしんばんキングアプリ」を利用して開設した定期預金 ただし、すでに当金庫への印章の届出をしている場合を除きます。 2. (届出印鑑なし口座でお取り扱い可能な取引) (1)通帳を使用したATMまたは当金庫窓口による入金取引および通帳記帳取引 ただし、通帳を発行している口座に限ります。 (2)キャッシュカードを使用した各種取引 (3)かわしんばんキングアプリによる各種取引 ただし、上記1. (1) (2)の口座は、別途かわしんばんキングアプリへの登録が必要になります。 また、上記1. (2)の口座は残高・取引明細照会のみ取引可能とし、預入・満期払戻予約を行うことはできません。 (4)Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス取引および各種収納会社等のWebサイトからインターネットを通じて申込する口座振替契約取引 (5)Webにて手続きが完結するローンの申込から実行に関する各種取引 (6)当金庫が認める一定金額未満の口座の解約取引 2025. 12. 1現在
--

通帳レス口座に係る特約

3. (通帳レス口座でお取り扱い可能な取引) (1)キャッシュカードを使用した各種取引 (2)アプリによる各種取引 (3)Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス取引および各種収納会社等のWebサイトからインターネットを通じて申込する口座振替契約取引 (4)Webにて手続きが完結するローンの申込から実行に関する各種取引 (5)通帳レス口座の解約取引 2025. 12. 1現在
--

届出印鑑なし口座開設・取引規定

1. (届出印鑑なし口座の定義) 届出印鑑なし口座とは、取引口座の開設にあたり、当金庫への印章の届出を行わない以下の口座を言います。 (1)「川崎信用金庫 口座開設・口座振替申込みアプリ」(以下「口座開設アプリ」といいます。)を利用して開設した普通預金 (2)現金自動預入払出兼用機(以下、「ATM」といいます。)を利用して開設した定期預金 ただし、すでに当金庫への印章の届出をしている場合を除きます。 (3)「かわしんばんキングアプリ」を利用して開設した普通預金 (4)「かわしんばんキングアプリ」を利用して開設した定期預金 ただし、すでに当金庫への印章の届出をしている場合を除きます。 (5)「投信口座開設申込サービス」を利用して開設した投資信託口座 2. (届出印鑑なし口座でお取り扱い可能な取引) (1)通帳を使用したATMまたは当金庫窓口による入金取引および通帳記帳取引 ただし、通帳を発行している口座に限ります。 (2)キャッシュカードを使用した各種取引 (3)かわしんばんキングアプリによる各種取引 ただし、上記1. (1) (2)の口座は、別途かわしんばんキングアプリへの登録が必要になります。 また、上記1. (2)の口座は残高・取引明細照会のみ取引可能とし、預入・満期払戻予約を行うことはできません。 (4)Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス取引および各種収納会社等のWebサイトからインターネットを通じて申込する口座振替契約取引 (5)Webにて手続きが完結するローンの申込から実行に関する各種取引 (6)当金庫が認める一定金額未満の口座の解約取引 (7)投信口座開設申込サービスによる各種取引 (8)投信インターネットサービスによる各種取引 2026. 11. 2現在

通帳レス口座に係る特約

3. (通帳レス口座でお取り扱い可能な取引) (1)キャッシュカードを使用した各種取引 (2)アプリによる各種取引 (3)Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス取引および各種収納会社等のWebサイトからインターネットを通じて申込する口座振替契約取引 (4)Webにて手続きが完結するローンの申込から実行に関する各種取引 (5)通帳レス口座の解約取引 (6)投資信託に関する各種取引 2026. 11. 2現在
